

<木曽圏域の皆様へ>

全県の医療提供体制 | 通常体制

—

(6/7 20:00時点)		入院者数	使用率
中等症・軽症者用 (448床)	一般病床(433床)	108人	24.9%
	専門病床(15床)	1人	6.7%
重症者用 (42床)	一般病床(35床)	3人	8.6%
	専門病床(7床)	0人	—
確保病床使用率		112人	22.9%
4ブロック別の実質病床使用率(重症者専用病床を除く)(6/7 20:00時点)			
北信	東信	中信	南信
27.0%	25.4%	23.3%	24.6%

木曽圏域 | レベル3 警報発出中

感染拡大に警戒が必要な状態

全県の直近1週間の人口10万人あたりの
新規陽性者数(6/3時点)

5.00人

木曽圏域の皆様へのお願い

- [「正しく」、「適切に」感染防止策を講じてください。](#)
- 県外への訪問や帰省等の往来については、慎重に検討をお願いします。特に、感染拡大地域との不要不急の往来はできるだけ控えてください。

＜感染警戒レベルの基準について＞

感染警戒レベル		要件 1 直近 1 週間の新規陽性者数	要件 2 感染リスクの高い事例など発生例の分析による感染拡大リスクの総合的判断
1	平常時	—	—
2	注意報	人口10万人当たり 2.0人以上 〔 人口10万人以下の圏域に おいては陽性者4人以上 〕	①濃厚接触者が不特定の事例、②集団発生、③多数の感染経路が不明の事例などのリスクの高い事例が発生しており、さらに上位のレベルに向けて感染が増加していくおそれがあると認められる
3	警報	人口10万人当たり 5.0人以上 〔 人口10万人以下の圏域に おいては陽性者8人以上 〕	
4	特別警報Ⅰ	人口10万人当たり 10.0人以上 〔 人口10万人以下の圏域に おいては陽性者16人以上 〕	
5	特別警報Ⅱ	人口10万人当たり 概ね20.0人以上 〔 人口10万人以下の圏域に おいては陽性者概ね31人以上 〕	レベル4の状況に加え、さらに感染が拡大すれば全県の医療提供体制に大きな影響を及ぼすおそれがあると認められる
6	緊急事態宣言	国による、特措法に基づく「緊急事態宣言」が、長野県を対象に発出された場合	

＜医療アラートの発出基準について＞

アラート	医療提供体制への 負荷の状態	要件 1 病床使用率の目安	要件 2 発生事例の分析による医療への負荷の 拡大リスクの総合的判断
—	通常体制		
医療警報	医療提供体制への負荷が拡大している状態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院者/受入可能病床数の割合 = 25%以上 又は ・ 重症者/受入可能病床数の割合 = 10%以上 	さらに感染が増加し、医療への負荷が拡大していくリスクが高いと認められる
医療非常事態宣言	医療提供体制のひっ迫が懸念される状態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院者/受入可能病床数の割合 = 50%以上 又は ・ 重症者/受入可能病床数の割合 = 25%以上 	病床ひっ迫により適切な医療が提供できなくなるおそれが迫っていると認められる